○国土交通省告示第五百八十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

表下地島進入管制区の項を削る。

表硫黄島進入管制区の項の次に次のように加える。

先島進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m未満のもの イ　宮古島ＶＯＲＴＡＣ（N24°47′E125°18′）を中心とする半径90kmの円内の区域のうち同ＶＯＲＴＡＣから真方位7°の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、同ＶＯＲＴＡＣから297°の方向へのびる直線の東側にあるもの（同ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径63kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ　宮古島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径90kmの円内の区域のうち同ＶＯＲＴＡＣから真方位137°の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、同ＶＯＲＴＡＣから197°の方向へのびる直線の東側にあるもの（同ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径63kmの円内の区域に係るものを除く。） 2　次に掲げる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの イ　宮古島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径90kmの円内の区域（1に係るものを除く。） ロ　石垣ＶＯＲ（N24°20′E124°11′）を中心とする半径72kmの円内の区域であって、かつ、下地島ＶＯＲ（N24°49′E125°09′）を中心とする半径135kmの円内の区域のうちN25°00′06″E124°05′31″の地点とN24°01′15″E124°05′28″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（2のイに係るものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

第一項Ｂ中「Ａに係るもの」の次に「及び東経124°の線の西側にあるもの」を加え、「硫黄島飛行場」の次に「、石垣空港」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十六条第二号の規定に基づき、管制区又は管制圏のうち航空法施行規則第百四十六条第二号に掲げる航空交通管制用自動応答装置を装備して飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和五十一年運輸省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

一イ中「、目達原管制圏及び石垣管制圏」を「及び目達原管制圏」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

第一項の表新潟ＮＤＢの項を削る。

第二項の表銚子ＶＯＲの項中「平成10年１月29日から供用再開」を「平成23年７月28日から平成24年４月４日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

猿田	上欄に同じ	Ｎ35°44′Ｅ140°44′千葉県銚子市猿田町	117.3	100	な	し	ＳＡＥ	24時間	平成23年７月28日	猿田ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表信貴ＶＯＲの項を削る。

第三項の表銚子タカンの項中「平成６年11月10日から供用再開」を「平成23年７月28日から平成24年４月４日まで供用休止」に改める。

第五項の表成田ＤＭＥの項の次に次のように加える。

猿田ＤＭＥ	国土交通大臣東京都千代田区	Ｎ35°44′Ｅ140°44′千葉県銚子市猿田町	1,207	1	な	し	ＳＡＥ	24時間	平成23年７月28日	猿田ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表信貴ＤＭＥの項中「ＳＩＥ」を「ＳＨＤ」に、「信貴ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年六月三十日から施行する。ただし、第二項の表銚子ＶＯＲの項、同表猿田ＶＯＲの項、第三項の表銚子タカンの項及び第五項の表猿田ＤＭＥの項の改正規定は、同年七月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第五百九十号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第三十九号を参照。）

イ　誘導路

延長　二万九千七百三十三メートル

○国土交通省告示第五百九十一号

富山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　富山県　富山県富山市新総曲輪一番七号

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　富山空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　富山空港内及びその周辺　富山県富山市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年六月三十日